

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター第三次中期計画

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」という。）は、昭和21年の財団法人設立以来、平成24年の公益財団法人化等の変遷を経て、多年にわたり、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の国家試験等の業務や社会福祉に関する調査研究、社会福祉施設の経営に必要な援助等を行い、社会福祉の振興発展に寄与することを目的とした事業を実施してきた。各事業の実施に当たっては「利用者第一主義」の立場に立った業務の安定的かつ効率的な実施を目指し、平成24年度に第一次中期計画（期間5年）、平成29年度に第二次中期計画（当初期間3年：令和2年度に期間を5年に延長）を策定し計画的に事業を推進してきた。

令和3年度をもって第二次中期計画を終えるにあたり、その点検と評価を行ったところである。今般、令和4年度には公益財団法人移行後10年の節目を迎えたところであり、センターとしての新たなスタートとなることから、第二次中期計画期間からの課題を踏まえ、センター設置の目的をさらに推進するため、国家試験等の運営及び社会福祉振興のための各事業を両輪とする第三次中期計画（期間5年）を策定した。

令和4年7月1日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
理事長 橋本 正明

第Ⅰ. 基本方針及び運営方針

1. 基本方針

公益財団法たるセンターの目的（「社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の国家試験等の業務、社会福祉に関する調査研究、社会福祉施設の経営に必要な援助等を行い、もって我が国の社会福祉の振興発展に寄与すること」）を達成するため、受験者や事業利用者の目線から、「利用者第一主義」の立場に立った業務の効果的・効率的な実施を目指し、中期的な観点で各事業の目指すべき目標を明確にするとともに、環境の変化に柔軟に対応できる安定した運営体制を構築する。

この際、現下の状況として、依然として続いている新型コロナウイルス禍、政府として課題とされている「福祉・介護人材の確保」、「地域共生社会の実現」や「デジタル社会の実現」等、社会環境の動向を十分に把握のうえ、センターが果たすべき使命を認識し取り組みを行う。

2. 運営方針

（1）法人全体の業務運営体制の改善及び組織力の強化・向上

- ① 法人全体の効果的かつ効率的な業務運営体制について、継続的に見直しを行うとともに、ガバナンス体制及び危機管理体制の強化及びコンプライアンス（法令等遵守）の強化に努める。
- ② 法人全体の事務の効率化の推進及び収益事業等の改善等により、財政基盤の安定を図る。
- ③ 組織として達成すべき目標の役職員間での共有及びコミュニケーションの深化等を通じて組織力の強化・向上を図る。

（2）各事業の質の向上及び効果的・効率的な運営の推進

- ① 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の指定試験機関及び社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・准介護福祉士の指定登録機関並びに介護支援専門員実務研修受講試験の登録試験問題作成機関として、引き続き、公平・公正な試験・登録事務の実施、利用者（受験者及び登録者）の利便

性に配慮しつつ効率的な運営を推進する。

- ② 社会福祉施設従事者相互保険事業、社会福祉施設従事者確定拠出年金事業などの収益事業については、顧客の満足度の向上を図るとともに、更なる増収への転換を目指した事業戦略を策定・展開するなどにより、自主財源の確保に取り組み、経営基盤の安定及び強化に努める。

（3）働きやすい職場環境の整備及び人材の育成

- ① 長時間労働の削減や育児・介護等の事情を持つ職員をはじめ、多様な職員が活躍できる職場環境づくりを推進する。
- ② 各事業を担う職員の専門性、総合性を高めるため、人材の育成（業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした研修の実施）に努めるとともに、外部との人事交流を行う。
- ③ 各事業の運営に密接に関係する、厚生労働省や関係職能団体などとの連携を強化し、制度改正や環境の変化等への迅速かつ適切な対応が確保できる体制の構築及び人材の育成を図る。

第Ⅱ．計画期間

第三次中期計画の計画期間は、第一次及び第二次（延長後）と同様に、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、その実績については点検と評価を行い、次期中期計画の策定に反映させることとする（P D C Aサイクル）。

第Ⅲ．事業計画

事業計画については、「第Ⅰ．基本方針及び運営方針」の内容を踏まえ、各事業において重点的に行う内容を記すこととし、計画期間中の各年度の目標等については、別途定め、評価、見直しを行う（P D C Aサイクルの実施）こととする。

1. 法人全体の業務運営体制の改善及び組織力の強化・向上

（1）業務運営体制の改善及びコンプライアンスの強化

① 各種規程の見直し及び研修の実施

行動規範及びガバナンス・コードの自己点検チェックリスト（センター作成）により必要な諸規程の見直しを行うとともに、役職員一人一人の法令等遵守に関する意識の高度化を図るため、定期的にリスクマネジメント、コンプライアンス及びハラスメントに関する教育研修を行う。

② リスク管理の充実

リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク発生防止策の実施状況確認や不適切事案再発防止策の検証を行うとともに、各業務の情報漏えいリスク、事務リスク、システムリスク、風評リスク等の再確認を徹底する。また、最新のサイバー攻撃等、情報資産への脅威に対応できるよう、適切な情報セキュリティ対策を講じる。

③ 災害等による不測の事態への対応

大規模な災害やシステム障害、感染症の感染拡大などの危機が発生した場合に適切に対応できるよう、必要なBCP（事業継続計画）対策を講じる。

④ 組織及び事業の再編等

三福祉士国家試験制度等の国の政策や、福祉・介護に係る事業経営環境の動向を常に把握し、センターが果たすべき役割を踏まえた組織や事業の再編成等について、継続的に見直しを行う。

（2）財政基盤の安定

① 国家試験事業及び登録事業の安定的な運営

三福祉士国家試験事業及び登録事業について、計画期間中の各年度の三福祉士受験手数料及び登録手数料に係る事業の収支の安定化（収支相償）を確実なものとするために業務の効率化を図り、各種経費の節減に努めるとともに、必要に応じ、受験手数料や登録手数料の見直しを行う。

また、国家試験受験へのインセンティブ向上のため、センターホームページ等による広報・啓発や、関係機関との連携に努める。

② 収益事業等の事業の集中と選択

経営基盤の安定化を図るため、センターにおいて検討を行った「収益事業等の今後の在り方について（最終報告）」を踏まえ、収益事業等の再構築等について計画的に実施すること等により収益の安定した確保

を図る。

③ 経費の節減

一般管理費及び業務経費につき、契約時や支出時等におけるチェック及び事後点検を強化し節減に努める。

④ 入札制の導入推進

契約については、原則として一般競争入札によることとし、契約の適正化を推進する。

(3) 組織力の強化・向上

① 幹部会議の機能の明確化

センターの経営企画会議として、事業の課題・懸案をより明確にした運営を行う。

② 事業間の連携

センターが実施する各事業について、有機的な連携を図り、事業効果の一層の向上を目指す。

③ 業務評価制度（人材育成プログラム）の導入

組織として達成すべき目標を役職員間で共有し、面談機会の増加等によるコミュニケーションの深化等を通じ「組織力の強化」及び「各職員の能力の向上」を図る。

2. 各事業の質の向上及び効果的・効率的な運営の推進

[公益目的事業]

本計画の基本方針に基づき「利用者第一主義」の立場に立って「期限までに」、「漏れなく」、「正確に」を基本に、ウィズコロナ、アフターコロナを念頭に置きつつ試験・登録事業等全般の業務、事務処理等について日々の業務を通じて実行性のある改善等を目指す。

(1) 国家試験業務

ア. 受験しやすい環境の整備

① インターネットによる受験申込（Web申込）システムの機能向上・対象拡大

- ・ 一部の受験申込者から、「操作方法がわからない、使いにくい。」との声があった機能を改善し、「わかりやすく使いやすいシステム」を再構築する。
- ・ マイページ機能を強化し、メール等により受験に関する個別性の高い情報発信を行う。
- ・ 国が新たに構築する「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における受験申込のオンライン化の動向を踏まえ、再受験者に限定しているWeb申込の対象者について、新規受験者へ拡大を検討する。

② 受験者の利便性の向上

- ・ 第二次中期計画で改善したホームページの評価を行い、さらなる機能改善を図る。
(「受験の手引請求システム」の機能向上、受験の手引（ホームページ版）の改善、AI自動応答システムの導入検討 等)
- ・ 関連団体との連携やSNS等を活用し、受験者へ申込期限等の重要な情報の発信を図る。
- ・ 試験日から合格発表までの日数短縮を検討し、順次実施する。

③ 外国人受験者に対する受験環境等の確保

外国籍等を有する受験者が増加しており、試験を行うまでの配慮や受験環境について必要な検討を行い、適切に対応する。

イ. 国家試験の適正な実施と効率的な運営

① 出題基準等の見直し

三福祉士に関する養成課程（カリキュラム）の見直しを踏まえた各国家試験の出題基準等の見直しを行い、公平・公正な試験の実施を確保する。

・ 社会・精神保健福祉士

出題基準等検討委員会において検討し見直しを行う。

・ 介護福祉士

令和3年度に出題基準等検討委員会にて出題基準等を策定済み。

② 試験地の設定

介護福祉士国家試験の筆記試験及び実技試験の試験地については、受験者の動向及び試験事業の実施状況を踏まえ、受験者の利便性に配慮しつつ業務の効率的な実施の視点も加えて試験地の設定を行う。

③ 試験会場の適正な確保

国家試験の適正かつ確実な実施の観点から、受験者の利便性及び試験会場としての継続性・安全性に留意しつつコスト意識を持って試験会場の確保を行う。

④ 運営委託業者の総合評価方法の見直し

第二次中期計画で導入した「筆記試験に係る試験運営業務の総合評価基準」及び「新規参入業者選定基準」を再評価し、競争原理が一層働くよう総合評価方法の見直しを行う。

併せて常により適正な運営委託業者を選定するため、候補となる運営委託業者の開拓を行う。

⑤ 試験問題作成業務のリスク管理等の推進

三福祉士国家試験等の試験問題作成過程における問題漏えい防止等のため、セキュリティの高度化等の対策を講じるとともに、試験委員会の運営の適正化及び効率化に努める。

⑥ 試験業務の効率化及びデジタル化

第二次中期計画の結果を踏まえ、センターに「試験業務に係る効率化及びデジタル化に関するプロジェクトチーム」を設置し、試験運営業務、受験申込・受験資格審査業務、外国人受験者や配慮を必要とする受験者に関する業務、試験本部業務・試験総本部業務等の効率化及びデジタル化を図る。

⑦ 配慮を必要とする受験者への対応に係る人材の基盤拡充等

国家試験実施に必要となる支援専門員の安定的な確保のため、支援専門員体制を再構築するとともに、全職員向けに配慮受験者への対応に係る知識や技術を拡充する研修を定例化し、障害者への配慮対応人材の基盤の拡充を図る。

併せて特別措置審査委員会の効率的な運営（ペーパーレス化等）を検討する。

- ⑧ 実技試験については、厚生労働省の「介護福祉士国家試験の今後の在り方について（令和2年3月）」において、「実技試験を受ける必要がある受験者は今後益々減少するため、廃止することが適当である」とされていることを踏まえ、厚生労働省と連携し適切な対応を行う。

(2) 登録業務

令和6年度運用開始に向け、国が新たに構築するマイナンバー制度を活用した「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」への対応、令和5年3月31日以降資格登録有効期限が到来する介護福祉士経過措置登録者への対応、令和4年度より新たな資格となる准介護福祉士の登録事務対応、国が推進している手数料のキャッシュレス化対応等に留意し、利用者の利便性向上に配慮しつつ適正かつ効率的に業務を実施する。

ア. 利用者の利便性向上

国が新たに構築する「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」において登録業務を行うため、現在の登録業務の見直し及び登録システムの改修等を行い、登録申請者及び登録者の利便性に配慮しつつ適正かつ効率的に業務を実施する。

イ. 登録業務の適正な実施と効率的な運営

① 准介護福祉士登録事務の実施

厚生労働省から指定登録機関として指定を受けた准介護福祉士登録事務について、内閣府から事業認可を受けるとともに、事務を適正かつ効率的に実施する。

② 介護福祉士経過措置登録者に対する事務の実施

令和5年3月31日以降、資格登録有効期限が到来する介護福祉士経過措置登録者に対して行う、資格登録有効期限の解除、資格登録消除等の事務を適正かつ効率的に実施する。

③ 登録者現況調査及び就労状況調査等の見直し

登録情報の確実な管理及び福祉人材確保の推進等に寄与することを目的として実施している登録者現況調査及び就労状況調査について、国が新たに構築する「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の開発・構築状況を踏まえ、今後の調査の必要性や有効性等について検討を行う。

(3) 研修事業

収益事業等からの財源の状況を勘案しつつ、新型コロナウイルス禍で培ったWeb研修の有効性の検証等により、センター事業としての独自性をより追求するとともに、効果的、効率的な研修の実施となるよう必要な見直しを行う。

ア. 国内研修事業の適切な実施

- ① 研修期間や開催方法（集合研修/オンライン研修）については、受講者が参加しやすくかつ効果的、効率的な方法で実施する。
- ② 研修の内容は、地域の社会資源である社会福祉施設等の職員として地域共生社会の実現などの社会福祉の推進に貢献できる人材の育成に資するものとする。
- ③ 研修内容の一部について潜在介護福祉士の再就業を支援するオンライン研修の教材として活用する等、研修事業の有効活用を図る。

イ 海外研修事業の見直し

- ① 研修期間や開催方式について、受講者が参加しやすくかつ効果的、効率的な方法で実施するとともに、センター事業としての独自性や研修成果の有効性及び経費削減の観点からの見直し等を行う。
- ② 収益事業等からの財源の状況及びウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた今後の研修のあり方について検討を行う。

[収益事業等]

(1) 団体信用生命保険事業

令和4年1月より実施した特約料の引き上げにより当面の安定的な運営が見込まれるが、独立行政法人福祉医療機構の新規融資先の太宗が法人経営であることや、多くの者が保証人不要制度を利用していることから、本事業の加入者は今後純減していくものと思われる。制度維持のためには一定数の加入者が必要なことから、引受幹事会社、福祉医療機構等と連携のうえ加入者の動向に注視しつつ運営する。

（2）社会福祉施設従事者相互保険事業

新型コロナウイルス感染症の影響などによる加入者数の減少傾向に歯止めをかけ、増加基調に転換するため、引受生命保険会社と連携し、事業推進体制の強化を図るとともに保障内容の充実を検討する。

今期末における加入者数の目標は155,000人とし、安定的な収益基盤の確保に努める。

（3）社会福祉施設従事者確定拠出年金事業

税制の優遇措置があり、施設従事者の将来的な資産形成や施設における退職金制度の設計・見直しなどに貢献できる本事業の認知度を高め、普及を図るため、営業活動の手法を拡大するとともに、導入検討施設に対してはオンラインを活用して、個々の施設の事情に合わせた内容の提案をするなどサポート体制を強化する。

今期末における加入者数の目標は4,100人とし、事業収益の黒字化を目指す。

（4）出版事業

「介護福祉」（季刊情報誌）については、その内容の専門性の高さや昨今の雑誌離れ傾向と相まって購読者数の減少傾向が続いている。今後も事業単独での黒字化は厳しいと予想されるが、他団体の発行する情報誌との棲み分けもできており、介護職の専門性を高める情報発信を行うという役割を今後も担うため、編集方針等を見直したうえで全面的にリニューアルし発行する。

なお、事業の見直し後、2年を目途にその成果を検証し、改めて事業の継続等について検討を行う。

- ① 誌面を全面リニューアルしたうえで、令和4年度に発行するとともに、電子媒体による発行等を実施する。
- ② 増収・拡販のための効果的な広報PR活動（PRチラシ、ホームページ、バナー広告等の活用や福祉関係団体の協力強化等）を実施する。

（5）福祉人材養成研修・調査研究助成事業

福祉人材の育成は、センターの公益事業である三福祉士試験事業とも密接な関係があり、助成を通じて三福祉士国家資格保有者等の質の維持・向上の一端を担うものとなっている。

しかしながら、財源確保の問題もあることから、助成対象を三福祉士の専門能力の向上に寄与が高い事業に厳選することや助成額の縮減等、効

果的・効率的な運営について検討する。

(6) 債務保証事業（既往の債務保証分の管理）

新型コロナウイルス感染症の影響等により、社会福祉法人を取り巻く環境がさらに厳しくなっていることから、破たん懸念先、条件緩和による貸付期間延伸等の資産評価の実施、定期的な状況分析と報告等、厳格なリスク管理を行うとともに、以下のことにつき検討する。

① 既往債務保証の管理の見直し

独立行政法人福祉医療機構と連携し、今後も適正に債務保証の管理が行えるよう、債務保証管理システムや条件変更台帳等の管理資料を整備する。

② 将来推計の実施及び事業継続に向けた必要な対応の検討

保証期間の終了に伴う前受金振替収益の遞減は他事業の実施に大きな影響を及ぼすことから、収益の将来推計を定期的に行うとともに、債務保証残高が減少している現状を踏まえ、事業継続に向けた必要な対応を検討する。

3. 働きやすい職場環境の整備及び人材の育成

(1) 働きやすい職場環境の整備

① ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現と生産性の向上を図るため、年次有給休暇の取得促進、定時退社の徹底、36協定の遵守等により、長時間労働の削減を進める。また、必要に応じ、柔軟な勤務体制（例えば、時差出勤やフレックスタイム）の導入を検討する。

② 働き方改革への対応等

改正労働基準法等に基づく働き方改革への対応の推進（年次有給休暇の時季指定、時間外労働時間の上限規制、派遣労働者に係る同一労働同一賃金、衛生委員会の活用）や障害者雇用の対応について検討する。

③ 国家試験（筆記）実施体制の整備

筆記試験（2週連続）実施について、職員への過重労働とならないよう労働基準法の規定に準拠した就業規則等の見直しを行うとともに、職

員に対して有給休暇の取得を奨励するなど、円滑な試験実施体制を構築する。

④ 子育て支援の推進

出産・育児については、「次世代育成支援対策推進法」に則った「行動計画」を策定するとともに、育児休職中や同休職からの復帰職員を対象とした職場復帰支援を進める。

⑤ メンタルヘルス対策及び各種ハラスメント防止対策の推進

ストレスチェックの実施及びその結果を踏まえた健康確保対策や各種のハラスメント防止のための対策（研修等の充実など）を推進する。

（2）人材の育成及び関係機関との連携強化

① 組織目標の共有等による組織力の強化・向上と人材の育成

職員一人ひとりが、自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことのできる職場環境を目指し、上司と部下が積極的にコミュニケーションをとり、組織目標を共有することで業務を達成するための、業務評価制度（人材育成プログラム）を導入する。これにより面談機会の増加等によるコミュニケーションの深化等を通じ各職員の能力の向上等、問題を認識し自発的に行動できる人材の育成に取り組む。

② 人材育成の取組み（研修等）

人材育成の取組みに当たっては、職場研修（OJT）、職場外研修（Off-JT）等の多様な研修機会を提供し、時代や環境の変化に対応できる職員の育成に努めるとともに、自己啓発に取り組むことができる環境づくりを推進する。

③ 外部機関との連携の強化

制度改正や環境の変化等へ迅速かつ適切な対応が図れるよう、厚生労働省や、三福祉士関係団体、その他の福祉関係団体等との相互の情報発信や情報収集等を深め、連携を強化する。

4. 新型コロナウイルス（COVID-19）感染症へ対応

「新型コロナウイルス感染症に係る基本対応」（センター規程）等に基づき、適切に職場内対応を行うとともに、役職員一人一人が危機意識と責任を持った行動を行う。